

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○地域森林計画案の関係書類の縦覧	一	(林業振興課)
○地域森林計画変更案の関係書類の縦覧	一	(同)
○保安林の指定の解除	一	(森林整備課)
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	二	(都市計画課)
○土地改良区役員の退任の届出	二	(北部地方振興事務所)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	二	(食産業振興課)
○開発行為に関する工事の完了	二	(建築宅地課)
収用委員会	二	
○県道山下停車場線1号事件及び2号事件審理の開催	三	
○県道山下停車場線1号事件裁決手続開始の更正決定	三	
○県道山下停車場線2号事件裁決手続開始の更正決定	三	

告 示

○宮城県告示第八百六十号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により宮城南部地域森林計画を立てたいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。
なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和二年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城南部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁(水産林政部林業振興課)、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

三 縦覧期間

令和二年十一月四日から令和二年十二月四日まで

○宮城県告示第八百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧にする。
なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和二年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城北部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁(水産林政部林業振興課)、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所(栗原地域事務所含む)、宮城県東部地方振興事務所(登米地域事務所を含む)及び宮城県気仙沼地方振興事務所

三 縦覧期間

令和二年十一月四日から令和二年十二月四日まで

○宮城県告示第八百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和二年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市本吉町午王野沢三十五の二十一、三十五の二十二、三十五の二十三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第八百六十三号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画地区計画

2 名称

鹿折地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百六十四号

七ヶ浜町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

代ヶ崎浜B地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、小山田川沿岸土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 富 田 政 則

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年十月十二日	千葉 幸雄	栗原市高清水小山田七番地一	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 インターネット等を活用した県産品販売支援業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農政部食産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和二年九月八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 楽天株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号

五 契約金額 一億八千五百九十六万六千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 インターネット等を活用した県産品販売支援業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農政部食産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和二年九月八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 楽天株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号

五 契約金額 一億八千五百九十六万六千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号該当

令和二年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県七ヶ浜町高蒲田浜字浜伊場二十二番の一部、二十三番の一部、二十四番の一部、字招又十八番の二の二部、二十番の二の二部、二十一番の二の二部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宮城県七ヶ浜町高蒲田浜字浜伊場九十八番地 築築 亭

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第32号

宮城県起業の県道山下停車場線改築工事（宮城県亘理郡山元町山寺字頭無地内から同町山寺字桜木地内まで）に係る土地収用事件（県道山下停車場線1号事件及び県道山下停車場線2号事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和二年11月4日

宮城県収用委員会

- 1 日時 令和二年12月18日（金）午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第33号

令和二年3月6日付けで当委員会が行った県道山下停車場線改築工事（宮城県亘理郡山元町山寺字頭無地内から同町山寺字桜木地内まで）に係る裁決手続開始決定について、下記のとおり更正した。

令和二年11月4日

宮城県収用委員会

記

1 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等の表

地番	地目		地積 (㎡)	収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡)	
	公簿	現況		公簿	実測

139番2	宅地	宅地	189.08	185.13	53.67	3.64
-------	----	----	--------	--------	-------	------

地番	地目		地積 (㎡)	収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡)		
	公簿	現況		公簿	実測	
139番2	宅地	宅地	189.08	189.86	55.06	3.74

改める。

2 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類「なし」を「使用権 設定年月日不詳 別添1のとおり」に改め、別添1を加える。

3 裁決手続開始決定書に添付の実測平面図を別添2のとおり改める。

(注) 別添1及び別添2については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年4月1日宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。

○宮城県収用委員会告示第34号

令和二年4月10日付けで当委員会が行った県道山下停車場線改築工事（宮城県亘理郡山元町山寺字頭無地内から同町山寺字桜木地内まで）に係る裁決手続開始決定について、下記のとおり更正した。

令和二年11月4日

宮城県収用委員会

記

1 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等の表

地番	地目		地積 (㎡)	収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡)		
	公簿	現況		公簿	実測	
139番1	公衆用道路	公衆用道路	627	716.01	14.78	1.70
					18.84	1.28

地 番	地 日		地 積 (㎡)		収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡)	
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	収 用	使 用
139番 1	公衆用道路	公衆用道路	627	621.13	13.02 16.23	1.50 1.10

に

改める。

2 土地所有者の氏名及び住所「別紙のとおり」を「別添1のとおり」に改め、別紙を別添1に改める。

3 裁決手続開始決定書に添付の実測平面図を別添2のとおり改める。

(注) 別添1及び別添2については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年4月1日宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。